「合理的配慮」概念の理解をめぐる試論

人権教育の観点から

松 波 めぐみ

師文要旨

を伝える際の課題を明らかにし、人権教育の観点からいくつかの提案を行うことである。 昨年六月に成立した「障害者差別解消法」は、二〇一六年四月に施行予定である。本論文の目的は、 同法のキーワードである「合理的配慮」 概念

必要な視点について考察した。加えて、一つの試みとして、合理的配慮についての参加型学習を紹介した。 日本社会において周知されてこなかった。現在、障害者差別解消法への関心は高まっているが、一方、「合理的配慮」概念への誤解、 の特権付与ではないかという誤解が市民や事業者の間で見られる。そこで本論文では「合理的配慮」の本質を人権教育・研修のなかで伝えるために この「合理的配慮」概念は社会的障壁を撤去して個々人の権利侵害を是正するにとどまらず、より平等な社会を創造するために重要なものであるが、 「障害者差別解消法」は、障害を理由とした差別的取扱いを禁止するとともに、障害がある人への「合理的配慮」を国と自治体に求めているが

はじめに

の現行の法制度の間には大きな乖離があったが、二〇〇九年末より内閣府に設置された「障害者制度改革推進会議」(二〇一二年途中から「障害 二〇一四年一月、ついに日本は障害者権利条約を批准した。二〇〇六年一二月の国連総会で同条約が採択された時点では、条約の水準と日本

現在に至る)を舞台として、多くの障害当事者が参加するかたちで、

者政策委員会」と改称、

国内法の改正および新法制定が進められてきた。

成立したことである。現在、 批准の決め手となったのは、「障害者差別解消法」(正式名「障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律」) 二〇一六年四月の同法施行に向け、 基本方針の策定等の準備が進められている。 が二〇一三年六月の国会で可決

身が知られているわけではない。だが法の施行が近づくにつれ、徐々にではあるがこの法律および、 にしてもメディアの報道は少なく、 しかし法制度の進展に人々の認識が追いついていない現状がある。障害者差別解消法 市民の間での認知度はきわめて低い。さらにいうと障害当事者や家族にも必ずしもこの間の動きや法律 (以下「差別解消法」) そのキーワードである「合理的配慮」につ の成立にしても、 権利条約 0 での中 批准

いて学ぼうとする機運が、行政や企業、教育関係者の一部に見られる。

更や調整」を行う義務が課せられた。これが合理的配慮である。 う意思を(国や自治体や事業者に対して)表明することが権利として認められるようになり、表明された側は「障壁をとりのぞくのに必要な変 ぞくことはできないため、 なスタンダードとして定着し、 が被る不利益や差別は、心身の障害それ自体によってではなく、社会的障壁によってもたらされるという考え方(障害の社会モデル)が国際的 理的配慮」だ。 的障壁があって障害者は構造的にさまざまな権利を奪われてきたという認識がベースにあり、その障壁を積極的に解消していくための概念が 的にいえば、 これまで人権問題の学習では馴染みのなかった「合理的配慮」という言葉が、 実際に社会的障壁を取り除いていくために効力を発揮しうる概念だからだ。権利条約では、 単に「障害を理由とした不利益な取り扱い」を禁ずるだけでは、 一人ひとりの障害者が、 社会的障壁の撤廃は国家の責務であるという合意が形成された。しかし社会全域に存在する障壁を一挙にとりの 個別の場面において、 自らの権利利益を侵害している社会的障壁をとりのぞいてほしいとい 権利の回復は著しく不十分なままにならざるをえない。 新しい法律のキーワードとなっているのはなぜか。それは、 健常者中心の社会の至るところに社会 障害者

これから起こってくる可能性がある。 け手」として見なしてきた日本の障害者施策および市民意識からしても、 た反発の声も一部で生じている。 この概念が日本社会で浸透していくためには越えなければならない厚い壁がある。長らく障害者を 時間がかかるだけではなく、この概念を誤解された結果、 現に断片的な情報をもとに、「合理的配慮とは、障害者に特権を与えるものではないか」「わがままだ」といっ 思わぬ反動として障害者へのバックラッシュ、さらにはヘイトスピーチでさえ 合理的配慮という概念が定着するには相当の時間がかかるであろう。 「権利の主体」ではなく「保護や福祉の受

差別解消法施行前夜ともいえる現段階において、「合理的配慮」 概念の意味をどのように伝え、どのような発想の転換を促していく必要がある

らにそれを普遍的な「人権」 そして同時に、「合理的配慮」というキーワードだけを取り出して教えるのではなく、障害者の人権全般の学習をどう組み立てるのか。 の学習の一部としていくにはどうすればよいのか。本論文はこうした問題意識に基づいている。

さ

配慮」 るとともに、 された法律における規定を整理する(二節)。 本論の構成としては、まず現在なぜ「合理的配慮」概念の検討が必要なのかを整理し、筆者の危惧を述べる(一節)。次に、そもそも という概念がどのように国際的な障害者の人権伸長のとりくみの中でうまれ、キーワードになっていったのかの変遷をまとめ、 一つの試みとして「合理的配慮」を素材とする事例検討の参加型学習について紹介する(三節)。 続いて、 「合理的配慮」概念を教育・啓発・研修において伝える際のポイント (注意点) を整理 現に制定 「合理: 的

「合理的配慮」概念の検討が必要な理由

| 差別解消法施行前の現状と「合理的配慮」

に挙げられるキーワードだからである。ここで、 「合理的配慮」概念の検討が必要な第一の理由は、 国内および地域レベルの障害者施策の変化を概観し、 それが 「新しい」概念であり、 法律が施行された暁に何が変わるのかを問われた時、 検討が求められる背景を述べておく。

障害者制度改革を経て成立した「障害者差別解消法」

ている差別事例が収集された および実情に詳しい有識者が 先述の通り、二○○九年から国内では条約批准に向けた法制度改革が行われてきた。その中で「差別禁止部会」に参画した障害当事者のリーダー 「何が差別か」「合理的配慮とはどういうことか」をめぐる議論を継続するとともに、 実際に各地で障害者が体験し

よび 差別禁止規定が盛り込まれたが、 域で生活する権利 別禁止法制につながるという理由から、 差別に関わる法制度改革は二段階で実現した。まず障害者分野の憲法と呼ばれる「障害者基本法」 「合理的な配慮」 (権利条約第一九条)、分け隔てられず共に学ぶ権利 の規定も基本法四条に加えられた。ただしこれは理念法にすぎないため、 実効性はなかった。だがこの基本法に、 法改正に力が注がれ、二〇一一年七月に改正障害者基本法が成立した。従来の基本法にはなかった、 (同第二四条、 障害者権利条約に即した インクルーシブ教育に相当)とともに、 差別禁止を実現するための包括的な障害者差別 「差別」の規定を盛り込むことがその後の差 の改正である。 同法は二〇〇四年改正時に 「差別の禁止」 お 地

禁止法(当時の仮称)の制定が次の目標となった。

(仮) については、 障害者制度推進会議の下に設けられた「差別禁止部会」が議論の舞台となり、その際、「合理的配慮」 概念をど

う日本の社会に定着させるかは大きな課題として意識されてきた。

等のために社会的障壁の撤去をすすめるための「合理的な配慮」であった。(定義の内容は次節 台として二〇一三年六月、「障害者差別解消法」が国会で可決成立する。ここでもキーワードは「差別 二〇一二年八月には部会提言として、「『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』についての差別禁止部会の意見」 (不利益取り扱い) の禁止」と、 が提出され、 これを土 実質的平

筋をつけていくためには膨大な作業が必要であったためと言える。 地方公共団体向けの行動綱領、 「合理的配慮」はもちろん、障害者への「差別」とはどういうことであるか自体の合意がなかった日本社会において、具体的な「差別解消」の道 差別解消法自体は「差別」や「合理的配慮」の具体的な内容について踏み込んではいない。施行までの三年間をかけて、 事業者向けの行動要項といった一連のガイドラインを定めていくことが約束された。これだけ時間をかけるのは 法運用の基本方針

ガイドライン制定と地方条例をめぐる動向と「合理的配慮!

差別解消法成立(二〇一三年)から施行(二〇一六年)までの狭間にあたる現在、国内の主要な動きを二点紹介したい。ここでも「合理的配慮」

は焦点だ。

方針についてのパブコメ募集の際は、 ぼ毎月行われる政策委員会の資料や議事録はすべてインターネット上で公開され、障害者の権利擁護に関心のある人々に見守られてきた。 パブリックコメントを募集し、それをとりまとめて発表し、最終的に政策委員会がまとめるという手順で、ガイドライン策定を進めてきた。ほ 点目は、 業界団体、事業者など多数にアンケートやヒアリングを行った上で、委員ら(約半分は障害当事者) 差別解消法にも記されているガイドライン(基本方針、 事業者側にも障害者団体側にも広く呼びかけられ、千を超える意見が寄せられている。 行動綱領、 行動要項)の策定である。 の間で議論を重ね、素案を発表して 政策委員会では、これまでに障害者

近では二〇一四年三月の京都府・茨城県・鹿児島県まで、これまで九の道府県にまたがって誕生している。 次は地方条例をめぐる動きである。 障害者差別解消法の「地方版」ともいえる障害者差別禁止の条例は、 早くは二〇〇六年の千葉県から、 それぞれの地域で、 障害当事者団:

を浸透させていく上で有意義であったといえるだろう。 で学習がもたれてきた。たとえ一部の地方であっても、 が主軸となって条例づくりの運動を展開する中で、障害者権利条約の理念や差別解消法の中身についても、 草の根の活動や学習が展開されたことは、 「合理的配慮」 当事者・支援者・一般市民の 概念を含めた差別解消法の内容

- 二 「合理的配慮」概念の理解をめぐる危惧

検討が必要な第二の理由は、 合理的配慮という概念の 「理解」 のされ方に問題があると思われるためだ。

までにもある程度なされてきたことであり、 そこに期待を寄せる障害者や関係者もいる。 非当事者である企業、 国レベルでも、 条例が施行される地方自治体のレベルにおいても、 行政、さらに教育関係者などの一部には、「合理的配慮」のイメージがわかず、不安や誤解も生じてきている。 目新しいものではないという理解も広がりつつあるように思われる。しかし、「はじめに」でも述 障害当事者にとって「合理的配慮」は、 少しずつ差別解消法ないし条例を実施していくための準備が進み、 難しい言葉のように感じられることもある一方、 実はこれ

ここで「合理的配慮 概念の提示のされ方や受け取られ方をめぐって、 筆者が問題だと感じていることを三点に分けて述べておきたい

自分たちが「差別」をしたとみなされるかもしれないことへの強い危機感がじわじわと広がっていることを、二〇一三~一五年にかけて筆者は 介な要求をつきつけてくるのではないかと身構えているところが相当数あるようだ。そして、障害者からの要求に対応することができなければ ら積極的には障害者雇用を行ってこなかった一般企業等においては、 しばしば耳にした。こうした不安は、 事業者や公的機関など、 障害者との関わりをこれまで以上に忌避することに結びつく危険性がある(長谷川二〇一四 合理的配慮に関わって、それを実施する責任のある側が抱えている不安についてである。とりわけ従来か 障害者が(求職者あるいは消費者として)新たに「配慮」という名目で厄

は不在のままだ。説明だけとってみれば市民にとって受け入れやすいが、それでは差別解消法 思いやり" がなされていることだ。「ちょっとした配慮、つまり筆談や読み上げをすることで助かる人がいます」といった調子で、 一点目は逆に、一点目に挙げたような不安を打ち消すかのように、 が合理的配慮であるかのように記述されているような例である。「社会的障壁の除去によって、平等な権利を保障する」という大前提(I) 一般市民向けの広報等においては、「合理的配慮」を極度に単純化した説明 (あるいは地方条例) の意味は伝わらないばかりか あたかも

市民の印象にも残らないだろう。

で「合理的配慮という概念の普遍化」をはかることが重要な主題ではないだろうか。 法施行後に、 説が広がることは、 ŋ た法律は現在のところ、 最後の一点は、事業者向けであれ市民向けであれ、 他のマイノリティの問題、 障害者へのバックラッシュが起こる恐れもあることも考え合わせるとなおさら、広い意味での人権教育―研修や啓発を含む―の中 実際に障害者の人権擁護を進めていくという点からしても、 障害者基本法と差別解消法だけだ。しかし合理的配慮が障害者に「だけ」特別な配慮を認めるものであるかのような言 人権課題の解決につながるものとして理解されていないことへの危惧がある。 「合理的配慮」 があくまでも「障害者問題」分野だけに限定された用語として捉えられてお また社会全体においてもマイナスだと考える。 むろん「合理的配慮」が明記され むしろ差別解消

は意義があると考えている どのように定着していくのかは、二○一五年二月現在、予見しにくい。それでも、 「合理的配慮」 は発展途中の概念であり、 二〇一六年に施行された後にどのように実施の手続きが行われるか、 現在の課題をまとめ、 進むべき方向性を考えておくこと どのような混乱があるの

一「合理的配慮」概念の来歴と現在

今日、 配慮」という言葉は一九九〇年に成立した、 の人権擁護をすすめる上で不可欠の概念となったこの「合理的配慮」(reasonable accommodation)は、元々どういう起源をもっているのか 差別解消法に「合理的配慮」 合理的配慮概念がアメリカにおける差別禁止法制から発展したことはよく知られている。 が明記されたのはもちろん、この概念が障害者権利条約で規定されていたからである。それでは国際的に障害者 ADA法 (障害のあるアメリカ人法) が日本に紹介されて以降、 日本の障害当事者や関係者にとっても、 知られるようになった。

義に解されやすいということは、 ADA法が日本に紹介される際に、 accommodation は 「変更・調整」という意味合いが強いにもかかわらず、 従来から指摘されてきた。このため、 reasonable accommodation に「合理的配慮」という訳語が当てられ、 合理的配慮を説明する際には、「正当な便宜提供」(韓国語訳) 「配慮」という日本語訳を当てられたことで、 現在に引き継がれている。 「思いやり」と同 Þ しかし

ADA法において「合理的配慮」

という語が登場するのは

一編第九項であり、

「就業先の設備を障害のある人にとって利用可能なものにするこ

障害者権利条約における reasonable accommodation の訳としても採用された。 性を確保するための環境の変更・調整」といった言葉が用いられることもある。 それでもいったん日本で馴染んだ「合理的配慮」という語

したのかを辿り、 本節では、 ADA法における「合理的配慮」がどのような背景から生まれ、またその後 現在の差別解消法における規定も確認する。 「障害者権利条約」へと発展していく過程で何が変化

「アメリカ障害者差別禁止法」とも訳される。 A D A (障害のあるアメリカ人法、 Americans with Disabilities Act of 1990) せん ADA法は「障害による差別の禁止」 を世界で初めて明確に定めたものとして知られているが、 一九九〇年に制定された連邦法であり、 「アメリカ障害者法」

ADA法(一九九〇年)とは

民権法の一つとして発展してきたことをおさえておきたい。

者の権利意識を呼び覚まし、一九六○年代後半からの自立生活運動や「脱施設」の動きにつながっていく。 差別」という認識は低く、公民権法に「障害」に関する規定は含まれなかったのである。しかし公民権運動は当時のアメリカにおける障害当事 信仰 九五〇~六〇年代のアフリカ系アメリカ人を中心とした公民権運動の結果、一九六四年に実現した公民権法は、 (religion)、性別 (sex) または出身国 (national origin) による差別を非合法と規定するものであった。 この当時はまだ 人種 (race) 「障害者に対する 、肌の色

用時において身体や精神の障害を理由とする差別的取扱いを行うことが禁じられた。 のADA法によってようやく総合的な差別禁止法が実現し、 言があったが、 編から四編から成るADA法の、 ADA法の前史として日本でも知られている一九七三年の「リハビリテーション法五○四条」には「障害を理由とした差別の禁止」という文 同法の対象は連邦政府からの資金を受けている政府機関等によって行われる差別に限定されるという限界があった。一九九〇年 特に一編(Title 1)「雇用」においては、一定の公的機関や一五人以上の従業員を有する民間企業などに、 障害者差別の解消と、社会への完全参加に向けた国家の責任が具体的に表明された。

いうかたちで具体的に規定されている。そして、この合理的配慮を行わないことが「差別」の一種であることも規定された。 と(A)」、「求職にあたっての介護機具の調整、訓練のための器具や政策の適切な調整と変更、資格を有した読み上げ人や通訳の配備 $\widehat{\mathbf{B}}$

の変更・調整によって「能力を発揮して働ける」場合に焦点が当てられており、適用範囲が狭く、障害者の生活全般に適用されるものでは必ず なお、このようなアクセシビリティの保障については障害者権利条約でも規定されているが、ADA法の場合はとりわけ、ある人が職場環境

「合理的配慮」の発祥は宗教差別への対応から

しもなかった

概念が、ADAの合理的配慮規定に重要な示唆を与えたことは確かである。(長谷川二〇一一)。 のが「合理的配慮」概念であった。使用者にとって過度の負担となることが証明されないにもかかわらず、被使用者の宗教上の戒律・慣行に対 息日」を認めなければ、明らかに就業上の不利となるのだ。こうした事実が蓄積された末、一九七二年に公民権法が改正される際に採用された 理的配慮」概念が用いられたのは宗教差別の概念が最初であった。一九六四年に制定された公民権法の第七編は、人種、 して「合理的な配慮」を提供しないことが違法な宗教差別にあたると規定されたのである。障害分野ではないところで定められた「合理的配慮 とえば労働者は自身の宗教における安息日を守りたいが、使用者の方針はそれと対立するという場合にどのように対処すべきか。使用者が「安 たは出身国を理由とする雇用の全局面における差別を禁止していたが、具体的に問題になったのが「安息日」などの宗教上の戒律であった。た 注目したいのは、実は「合理的配慮」概念は障害者問題から出てきたわけではないという事実である。アメリカにおいて、差別禁止の文脈で「合 皮膚の色、宗教、

ら出てきたものではなかったし、現在においても、適用範囲を広げられる可能性を有しているのである されることによってはじめて平等が実現する局面は多くあったことは想像に難くない。「合理的配慮」概念は、 同様に、宗教上だけではなく、人種・民族においても主流の文化・慣行を共有していないマイノリティの市民にとって「合理的配慮」 もともと障害分野に限った発想か

二-二 障害者権利条約における「合理的配慮

障害法の第一人者であるテレジア・デゲナーは、 ADA法の国際社会への影響は、 障害の医学モデルから社会モデルへ、社会福祉法から公民

形成が、二〇〇一年末以降の障害者権利条約策定時の議論にもつながっていく。 る基準規則」(一九九三年) 権法への移行という変化を起こすことは可能だと示した点にあるという。 は、 世界各国で 「機会均等/差別禁止」の方向性をもつ法制度を進めていく倫理規範となった。こうした共通基盤 ADA法が直接的に影響を与えた「国連・障害者の機会均等化におけ

障害者権利条約における「合理的配慮」の定義

一○○六年に採択された障害者権利条約において、「合理的配慮」 は計七箇所も登場するが、最も重要な全体にかかる定義は第二条にある。

るための必要かつ適切な変更及び法制であって、特定の場合に必要とされるものであり、 「合理的配慮」 とは、 障害のある人が他の者との平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を享有し、 かつ、不釣合いな又は過重な負担を課さないもの または行使することを確保す

(長瀬=川島訳 二〇〇七

るのが一人(ないし少数)であってもあきらめる必要はなく、障壁撤去を求めてもよいというメッセージが含まれていることになる(むろん常 度変更や設備の調整を求めることができるという点だろう。 りに大きすぎる負担がかからないもの」が合理的配慮であるということだ。ここで重要なのは、障害のある個人が、その個人にとって必要な制 うにするためのもの」であり、 上をめざすポジティブ・アクションとも異なる に障壁撤去が叶うわけではないとしても)。つまり「合理的配慮」の要求と実施はきわめて個別的なものであり、 わかりにくい文章であるが、 場面場面で変わってくる。一見、 常時ではなく「ある特定の場合に必要とされる、 次の三つの要素に分解できる。まず 効率が悪いように見えるが、 同じ障害種別をもつ人であれば、同じ変更や調整を求めるというわけではない。 障害のある個人が直面する切実な社会的障壁について、たとえ現在困ってい 「障害者が、 適切な変更や調整」であり、かつ、「そうした変更や調整にあま 障害のない人と同じように、 権利や基本的自由を行使できるよ マイノリティ集団全体の地位向

られたからだという 障害法の専門家である川島は、 (川島二〇〇八)。「合理的配慮」 従来の国際人権基準にはなかった は個々具体的な障壁の撤去を通して、実質的な平等を漸進的に広げていきながらインクル 「合理的配慮」 が障害者権利条約に採用されたのは、 それだけ緊急性が認め

いということだ。 シブな共生社会を築いていくための土台になる。国や行政による政策は当然重要であるが、個人個人にとって切実な障壁が放置されてはならな

合理的配慮と「差別」との関係

障害者権利条約の第二条では 「差別」の定義もなされており、 そこに次の文言が含まれる。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、 排除又は制限であって、 (以下略)。障害に基づく差別には、 合理的配慮を行わな

(長瀬=川島訳

二00七

いことを含むあらゆる形態の差別を含む。(傍線筆者

撤去を求めることは権利であること、社会の側は受けて立つ義務があり、拒絶することは差別であることが合意されたのである。 る側面における社会的障壁―建物や交通機関の物理的バリア、情報保障の欠落、個人に対応しない雇用規則、 まり合理的配慮は、気まぐれになされる「親切」などではなく、実質的な平等を確保するために「行わなければならないこと」なのである。 いこと」である。不釣り合いなほどに大きすぎる負担がかからない限りは、合理的配慮を求められたら行わなければならないということだ。つ 的な規定や取り扱いであっても、障害者に対して不利益や排除をもたらすか、もたらす恐れがあること)、そして三つ目が「合理的配慮を行わな ADA法(一九九○年)から障害者権利条約(二○○六年)へと発展していく中で、「雇用」等に特化するのでなく、障害者が生活するあらゆ 権利条約では三種類の差別が示されている。「直接差別」(障害を理由とした正当な理由のない排除や区別)、次に「間接差別」 偏見などすべて―について、その (外見上は中立

二-三 改正障害者基本法と障害者差別解消法における「合理的配慮」

この障害者権利条約のインパクトが、日本では実現が難しいと言われていた差別禁止法制を誕生させたのである。

映させる第一歩は、 こうして二〇〇六年に採択された障害者権利条約は、 先述の通り二〇一一年の障害者基本法改正であった。 障害者の権利擁護を世界規模で一歩も二歩も進める内容であったが、それを国内法に反

第四条(差別の禁止

第一 項 何人も、 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第二項 社会的障壁の除去は、 それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠るこ

とによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない。

(障害者基本法)

追加されたのは第二項である。 権利条約と同様、 「差別」の規定のなかに「合理的な配慮」が明記されたことは画期的であったが、それを行わ

ないことが差別になるとまでは書かれていない。

続いて、 上記の障害者基本法第四条を具現化したと言われる「差別解消法」(二〇一三年)における規定は次のとおりである。

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

行政機関等は、 一その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、

障害者の権利利益を侵害してはならない。

の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。 において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合 年齢及び障害

(事業者における障害を理由とする差別の禁止) 略

表明」は必ずしも言語 このように障害者基本法より詳細に、 (手話を含む) によるものに限らず、 「合理的な配慮」 を含めたかたちでの「差別の禁止」 筆談、 身振りサイン等による合図 の定義となっている。逐条解説によれば、 触覚による意思伝達など、多様な障害のある人

れることから、丁寧な準備が必要であることは言うまでもない。 が用いているコミュニケーション手段が使用可能となっている。 合理的配慮についての意思の表明の形態は、 きわめて多様になることが予想さ

りのキーワードとなることが期待されている。 に規定されることとなった。そして日本の国内法である差別解消法においても、「合理的配慮」の規定が実現し、現状を変えていくための文字通 中で、社会的障壁の撤去を個々具体的な場面からも進めていくことができる「合理的配慮」概念の有効性が確認され、 ることが認められ、まずはADA法の中で用いられた。さらにそこから「障害の社会モデル」をベースとした障害者権利条約が策定されていく 本節で見てきたように「合理的配慮」は、アメリカで公民権を拡充していく中で、宗教差別の文脈から使われ、それが障害分野でも有効であ 権利条約においても明確

三:「合理的配慮」概念を学ぶ人権教育・研修に向けて

三 – 一 「合理的配慮」概念をどう学ぶのか

じてきた。 解や混乱があること、施行されてもそう簡単に「合理的配慮」という概念の理解が定着するとは思いにくいことから、工夫や整理が必要だと感 てきたこと、およびその中身を簡単に見てきた。だが二〇一五年の春現在、少しずつ「合理的配慮」という語が知られ始めているにしても、 前節ではADA法から障害者権利条約への発展、そして差別解消法が実現していく中で、「合理的配慮」概念の有効性が確認され、条文化され

本節では、 人権教育(人権研修、 啓発を含む)という場において「合理的配慮」概念の意味を伝える際の注意点を整理してみたい。

「合理的配慮」を学ぶポイント

や共感を喚起するといったことが多く行われてきたが、 人権教育において「障害者の人権」 が主題となる時、従来は「がんばっている人」の話やヒューマンな交流の物語を聞かせる等して、「感動 もはやそれは障害者権利条約の理念にそぐわないものである。 (松波二〇〇三

二〇一一、二〇一三)。もちろん多様な障害者の話を聴いたり、 (教師であれ、 企業や行政の人権担当者であれ) 一緒に活動する場をもったりすることの啓発的意味は現在でも大きいが、 は、 「障害の社会モデル」へのパラダイム転換を踏まえ、障害者権利条約

や差別解消法の理念と内容を学習しておく必要がある。

ぶ際に最低限おさえておくべきと考えるポイントを何点か、「試論」的ではあるが、箇条書きで示したい。 ではないことから 障害者の人権について学ぶ場において、「合理的配慮」概念の学習は必須となっていくことが予想される。 法律上の定義を-―多少言葉をかみくだいたとしても― 一示しても、 ほとんど何も伝わらない。そこで、「合理的配慮」を学 ただ決してわかりやすい概念

・具体例を示す。

とを説明することがスタートとなる。 しないということが伝わりやすいためであった。あくまでも実質的な平等を確保するために、必要な「違う扱い」をすることなのだ、というこ 受験生に点字の試験問題を用意する」といった事例であった。これは、「他の者と同じように扱う(=同じ試験問題を配る)」ことが平等を保障 イメージしやすい具体例を示すことである。これまでさまざまなパンフレットやテキストでよく用いられてきたのは、 「視覚障害のある

二、「障害の社会モデル」の考え方と併せて説明する。

勉強をがんばった受験生Aさんへの恩恵、 益をもたらす「社会的障壁」があること、 ある人が平等に機会を得られるように準備されてしかるべきものであり、当然のことなのだという説明である。 いくことは社会全体の責務であるという一連の説明が欠かせない。一・ 合理的配慮は個人に対して行われるものではあるが、その背景にある「障害の社会モデル」の学習を必ず組み込むことである。障害者に不利 その障壁をつくってきたのは 思いやり」として配慮がなされたわけではなく、そもそも入学試験というものは多様な心身の状態に に示した「視覚障害のある受験生」 (健常者中心の) 社会のあり方であること、そして障壁をとりのぞいて の例は、 決して「目が見えないのに

や諸権利の剥奪は 可能であれば、歴史を含めた学習を合わせて行うことが望ましい。「社会モデル」の考え方が普及する以前は、 「身体の損傷ゆえ仕方がないもの」とされていた。「身体の損傷」 が問題の根源だとする考え方 地域から障害者を排除すること (障害の医学モデル)は現在も

四.「配慮」の意味は「変更・調整」であることを説明する

根強く残っていることにも注意を促す。

別室を用意したりすることだ。 体的に障壁を撤去したかどうかが問われる。 くみられる。もちろん相手の立場、 二節でも述べたが、日本語の訳語が合理的「配慮」となってしまったことも要因となって、「障害者への思いやり」と狭く捉えられる誤解がよ 試験問題の変更を認めたり 気持ちに思いを到すことは大事なことではあるが、「合理的配慮」は優しく思いやったかどうかではなく、具 (通常、 点字による読解はどうしても時間がかかるため「一・五倍」の時間をかけることが標準的である)、 一.の例であれば、適切な事物(たとえば点字による試験問題)を調達するために関係機関と調整

五、「配慮」の内容は個別的であるからこそ対話が重要であることも説明する。

あくまでも個別に話し合いをして「合理的配慮」の方法を探り、着地点を見出す必要があるということだ。 者」であっても、 「合理的配慮」 は個々の障害者に対応する個別的なものであることが、権利条約でも差別解消法でも述べられている。たとえば同じ「視覚障害 読み書きに点字を使う人と使わない人がおり、受験の場合にどのような「配慮」が最適かということも一概には決まらない。

「対話」によって着地点を探ることの大切さを説明する。

当然のことながら、 したくないが経済的に難しい場合はどうしたらいいか」といった悩み・不安を抱えたりしている声が多く聞かれる。これは障害者と日常的に接 していないがゆえ身構えているということでもあり、うまく対応できないケースを想定して過敏なまでに心配している例が多くあるように思う。 「合理的配慮」について、特に企業関係者からは、 障害のある個人が障壁の撤去を望んだとしても、たとえば「個人商店の建物にエレベーターをつける」といった多額の費用 障害者側の言い分がすべて認めなければならないかのように考えたり、「要求を断ることは

を行うことの基本形であろう。避けるべきは、障害者と直接対話することを忌避したり、何か要求があるとその後一切関わりを絶とうとするよ しろ当たり前である。 がかかることに関わっては、そのまま通るはずもない。障害者側の希望と、 障害者と事業者が対話の席に着くことによって妥協をはかったり、 実際に変更・調整が可能なこととの間にギャップがあることは、 着地点を見つけたりすることが、 むしろ「合理的配慮

うな行為である。

力になるであろう 当然である。それを乗り越えて、障害のある人と事業者等が建設的に対話していく場が多くもたれることこそが、じわじわと社会を変えてい これまで同じ学校や職場で過ごすような経験をもたなかった障害者と健常者が 「対話」をしようとする時、 緊張、 不安、 戸惑いが生じるのは

七 見「特別な対応」に見えることが実質的に「平等な権利」 のためであることを確認する。

は異なっている け入れるといった時に「特別扱い」と見えることが実際に行われている。 くれました」といったフレーズがよく使われるように、「特別扱い」は「贔屓」と同じく、否定的な意味がある。たとえば障害児を普通学校で受 日本社会において「同じに扱う」ことに良いイメージが、「特別扱い」には良くないイメージがある。「○○先生は特別扱いせずに受け入れて 傍目にもわかりやすい「特別扱い」は一般的な「平等」のイメージと

差別などではなく、実質的な平等のために行われることだとわかるだろう。 で電車に乗るための渡し板の調達であったり)。それでやっと「平等」な権利が確保できるのだということが理解できれば、 常者には「当たり前」過ぎて意識もされないものである。しかし現在の社会ではそうした「権利」が平等ではないため、障害のある人が実質的 を障害者は保障されていないからだ。障害者権利条約にはたとえば に平等な「権利」を享受できるように、 だがこうした「違う扱い、特別(に見える)扱い」がなぜ必要かといえば、社会的障壁だらけの社会においては、誰もがもっているべき 社会環境の方を変更したり調整したりする必要がある(具体的には点字の試験問題であったり、 「移動」 の権利、 情報にアクセスする権利などが示されているが、 「異なる扱い」 これは健 「権利_ 車いす が逆

国際人権の考え方において「人間は平等である」という時、「尊厳と権利」において平等だということを意味する。 しかし日本社会においては

ではないことが日本社会において当たり前の認識になっていくことが望ましい。 がすんなりとは理解されにくい。しかし少しずつでも、「違う扱い」が 日常の中で「権利」を具体的に考えるという習慣がないため、上記のような「平等な権利のために異なる扱い・異なる対応をする」ということ 「平等のために必要な扱い」であって、ネガティブな意味での「特別扱い」

八、障害者権利条約の具体的な中身を学ぶ。

権利」を定めている。この中身を、日本社会や地域の実情に照らしながら学ぶことは有効な人権学習になる。 障害者の権利条約は、 非常に具体的に「すべての人に保障されるべきだがそうはなっていない(だから心身に障害のある人が保障されるべき)

九.なぜ「合理的配慮」概念が必要だったかについて考えさせる。

まれたのはなぜか、問いかけてみることも重要であろう。もしこの概念が盛り込まれていなかったら、社会のあり方に変化を生み出すことにな 「障害者への差別」を主題にした条約や法律において、ただ「○○を理由とした差別を禁ずる」ではなく、「合理的配慮」という概念が盛り込 名目的な法律になりかねなかったといえる。

十、「合理的配慮」は障害者だけに適用されるものではないことも伝える。

二〇一五年現在、 社会のあり方)に目を向けた人権学習を行うことは、「合理的配慮」の意味をいっそう深めることになるのではないか。 の発祥が宗教差別だったように、主流の社会のなかで必要な「配慮 をもつ人)、性的少数者など、様々に存在する。日本では比較的最近までは目立たなかったが、宗教的少数者もいる。米国において「合理的配慮 これまで社会の中で存在を無視されたり、多数派中心の社会のあり方ゆえに不利益や差別を受けたりしてきた人は、外国籍者 「合理的配慮」を求める権利が法で規定されている少数者は障害者だけではあるが、多様な少数者(の不利益をうみだしている (変更、調整)」を受けられていない人は大勢いるという認識は重要だ。 (外国にルーツ

以上、 長々と述べてきたが、これらは筆者が試行錯誤しながら研修や授業で「合理的配慮」について扱う中で得られた経験的知見に過ぎない。

らに研究を進め、 「合理的配慮」 は、 効果的な研修等のあり方について検討していきたいと考えている。 それさえ理解すれば障害者の人権についてわかるような魔法の小槌ではないが、キーワードであることには違いない。今後さ

て変化が生じるかもしれないが。) ていることについては、ここで挙げた二、三、六、八などの要素を取り入れた研修を提供し、理解を促していくことになろう。 人が障害のある人と接した経験があまりに少なく、それによって忌避感をもっているような場合は、実は「交流と対話」など全く違う処方箋によっ 本論の最初の方(一‐二)で、「合理的配慮」概念の理解をめぐって抱いている危惧を三点挙げた。その一番目に示した事業者等が不安を感じ (「不安」を口にする

の話なのだ」ということを示すために八を強調して伝えることが有効かもしれない。 二番目に関して、たとえば「合理的配慮=ちょっとした思いやり」と考えている人に対しては、特に二、三の学習や、 「思いやりではなく権利

的な人権保障に貢献しうる概念であることを証明しているのではないだろうか のマイノリティの人権問題をかぶせて考えることができることに気づく。それが可能だということは、「合理的配慮」という概念がそれだけ積極(🗵) 三番目の危惧については、十一 が直接的に該当する。しかし一~十で述べたことはいずれも 「障害者問題でだけ」に有効なわけではなく、 他

三‐二 参加型学習の試み ~ 「合理的配慮」のケーススタディから~

ここで筆者が、

市民向け講座、

非常勤講師先の授業、

職員研修などで用いている、「合理的配慮」を主題としたケーススタディについて紹介し

たい。(巻末の資料=ワークシートを参照 ポイントは二点ある。まず現実に「合理的配慮」が求められるような場面について、具体例から想像をふくらませ、 複数の学習者が意見を出

けではない中で、対話しながらどのように着地点を探していく作業を体感することである 一つの現象を多角的に見られるようになること。もう一点は、 どのような合理的配慮が望ましいのかという「ひとつの正解」 があるわ

ここに挙げるケース一~二は、 国際人権大学院大学プレ講座 (二〇一四年二月) の第二回でワークショップを行った際に用いて、 その後も使

の理解や経験はさまざまでも、 ミュニケーションをとる時に心がけることは何か等、さまざまな意見が出る。「ダウン症、知的障害」や「交通機関の利用実態」について参加者 ろん悪意からのことではないが、「リスク」を恐れての対応であったと言える。このケースに対し、駅員はほかにどんな対応がとりえたのか、 まずケース一は、一人で駅にやってきたダウン症の小学生に対し、駅員が「危険ではないか」と考えて電車に乗せなかったケースである。 話し合う過程で概ね妥当な「グループとしての意見」が生成されていく。 む コ

意義であろう。 ストの対応か」も定めにくい。だがそれでも話し合いの中で、自分が気づかなかった視点に気づけたり、思考の幅を広げられたりすることは有 出される。 このケーススタディを行うと、 しかし現実の場面では(もしあなたが駅員なら)、限られた判断材料の中で対応を迫られる。条件が揃わなければ、なおさら 参加者から「A太郎くんはどれぐらい重度の障害なのか」「ふだんから電車に乗っているのか」といった疑問が 「何がべ

ごとに/ケーススタディを実施するたびに違うポイントが浮かびあがることが興味深い。障害のある社員の要望を「一○○%認めるか、全く認 ススタディならではの成果であった。 めないか」の二者択一ではなく、「もしどうしても筆談を用いるとすれば、 通訳の代替手段となりうるか、「機密事項を扱う」という社内の事情は「合理的配慮をしない」理由になるか否か、手話通訳者の専門性 (語学通訳者と同様に「守秘」等の職業倫理をもって仕事していることが知られていないという現状が浮き彫りになることもある)、費用負担の ケース二は、 「社内で手話通訳者を養成する」という提案、「筆談という代替手段を認めることが常態化するのではないか」という危惧など、グループ 職場における合理的配慮を扱ったものであるが、いくつも論点がある。聴覚障害者にとっての情報保障の重要性、 何を十分留意すべきか」という現実的な論点が示されることも、 への理解 は手話

ワークショップのなかで一つの現実 このように「唯 一の正解があるわけではない」設定のもとでおこなう参加型学習は、参加者の中にもやもやした感情を残すかもしれない。 (ケース)を示されて、他の参加者とともにさまざまな角度から考え、見方が広がっていくという体験をす

「定義」 の説明だけでは体得しがたい 「合理的配慮」 概念について理解するための一つの方法にはなっている。

まれりに

である。 権利に関わる基本的知識として、「合理的配慮」はもちろんのこと、併せて「障害の社会モデル」の考え方について適切に学ぶ機会がもっと必要 とによって検証がなされ、 用されていくのか、予測できないことが多くある。だがADA法もそうであったように、実際の運用(相談や調停)、裁判例などを積みあげるこ きるような変化が起こり、条約の精神がゆっくりとでも浸透していくことを願う。そのために人権教育や研修が果たすべき役割と具体的方法論を にしても差別解消法にしても、 障害のある人がさまざまな場面であきらめや我慢を強いられてきた状況を変え、インクルーシブな社会づくり進めていくためには、 あと一年を待たずに障害者差別解消法は施行される。「はじめに」でも述べた通り、この法律がどのように広報され、 葛藤を積極的に引き受けて、 障害者がこれまで参加していなかった場所に一歩踏み出すと、そこに緊張や葛藤が生じることは必然である。それを避けてしまうので 相談体制や教育の課題が明らかになり、少しずつでも状況が変化していくことを期待したい。 決して障害者のためだけのものではなく文字通り「すべての人」のためのものだ。そのことを多くの人が実感で 建設的対話を続け、合意形成していくような人や事業者が増えていかなければならない。障害者権利条約 周知されていくのか、

爿

今後も考えていきたい。

- (1)国と地方自治体には義務、事業者には努力義務となっている。注15も参照のこと。
- 2)『ヒューマンライツ』二〇一五年二月号、三月号(No,323, 324
- 「ヒューマンライツ」に連載している「合理的配慮」についての記事への読者からの反響等をベースとしている。 いてきた筆者の経験も参照して書かれている。立命館大学生存学研究センターが2014年度に主催した三度の学術研究会、DPI |障害NGOが主催する学習会やシンポジウム、京都府における障害者の権利条例づくり運動への参画(二〇〇八年~)、市民向け講座での参加者からのフィードバッ 地方自治体や企業関係者から依頼された研修先での会話(主催者、参加者)、非常勤講師を務めている大学の授業における学生からの質問、二〇一四年五月から 関連する書籍や各団体の機関紙を読み込んだだけでなく、現実に「合理的配慮」という言葉が用いられ、質問され、議論されている場に多く身を置 (障害者インターナショナル) 等
- (4) 「差別禁止部会」は障害分野に詳しい法律家や実務家、 活動家を中心に編成され、そこに相当数の障害当事者も含まれていた。部会は二○一○年一一月に開始され

欧州や韓国など各国の障害者差別禁止法制を検討した後、「差別」の類型論、裁判で争われた事例、テーマ別(雇用や就労、司法手続きや選挙、 医療等)の差別禁止、その他重要事項(ハラスメント、欠格条項、障害女性問題、救済のための仕組み)について検討がなされた。 交通機関の利用

(5) 意見書「『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』についての差別禁止部会の意見

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken1-1.pdf

(6)差別解消法の基本方針(原案)、パブリックコメント募集結果の概要、最終的に決定した基本方針はすべて内閣府のサイトで公開されている http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html(2015年5月3日確認

パブリックコメントにおいて「合理的配慮」に関わって多かった意見は、以下の通りである。

- 担と判断された場合でも代替案を考えるようにすべき。 する合理的配慮については適宜見直しを行うよう努める旨を記述すべき。/「過重な負担」の具体例を記すことによってそれが一人歩きする危険がある。/過重な負 ・一例として「日常生活や社会生活、学校などの場面における介助等を含む必要な人員配慮」を加えるべき。/障害者の状況・状態が変化することもあるため、提供
- 目で障害者の権利実現を抑制されることへの危惧などが読み取れる。 ここからは、平等な社会参加のために人員配置を不可欠とする人や場面が存在すること、職場等での合理的配慮が硬直的に運用される恐れ、「過重な負担」という名
- (7)なお二○一二年ごろから「障害者権利条例」という呼称が広がっている。長期間、当事者運動が主導して条例づくりを進めてきた沖縄県や、二○一四年に成立した茨 城県がそうである。京都府でも条例成立後に障害者運動関係者から「権利条例」と呼ばれることが増えてきた。
- (8)とくに近年に条例が制定された自治体の場合は、差別禁止部会の意見書が出された二〇一二年以降に条例を成立させていることから、差別解消法の制定に至る過程で のしくみを地方レベルで整備していくことに注目が集まっている。 容には若干の差異はあるものの、「不利益取り扱い」と「合理的配慮」をキーワードとする点は差別解消法と同様である。よって、差別解消のためにより効果的な解決 して「上乗せ、横出し」すること―つまり地方条例の方が差別解消法よりも内容的に「進んだ」規定が設けられても良いということ―が認められた。各地の条例の内 出された文書等をも参考にしながら、より有効な条例のあり方が検討されてきている。二〇一三年六月の差別解消法成立の「付帯決議」では、条例が差別解消法に対
- (9)例えば大学等の入学試験において視覚障害のある受験生に対して点字の試験問題が提供されること、大学の講義を聴覚障害の学生が受講する時のノートテイク、 動の結果、現在では日常的に実践されていることも少なくないが、地域格差が大きいのも事実である による車いす客の誘導(ホームと電車の間に板を渡す等)といったことだ。「合理的配慮」という言葉が普及するよりも前から、 障害当事者らによる地道な権利獲得運
- その一例を述べた拙稿を参照。「なぜ『なんでもかんでも』という言葉が出てくるのか?」『ヒューマンライツ』二〇一四年六月(M316
- (11)内閣府リーフレット、二〇一五 一\二二行政職員による説明など
- $\widehat{12}$ ADAに触発され、「JDA(日本版障害者差別禁止法)を作ろう」というスローガンも一時期、唱えられていた
- 13 二○○○年代の一○年間に限っても、国連加盟国のうち四○以上の国々で障害差別を禁止する法律が制定された。
- 権利条約ではこの他、「教育における合理的配慮」「労働及び雇用における合理的配慮」なども別途、規定されている。
- 15 混乱がもたらされている」ことが座談会で語られている(ジュリスト八号 二〇一四年。四~二一ページ)。 努力義務となっていることである。しかし「障害者雇用促進法」においては、合理的配慮は事業主にも義務づけられている。このことから「事業主間に大きな不安と 事業者と行政機関で異なるのは、公的機関が「合理的な配慮をしなければならない」であるのに対し、事業者は「合理的な配慮をするように努めなければならない」と
- なお、差別解消法は生活全般における障害者差別に及んでいるものであるが、雇用の分野についての差別の禁止については障害者雇用促進法に委ねられることとなっ

 $\widehat{16}$

ている(差別解消法第一三条)。

- 17 対処するのが困難であった。 果的に「一律に断る」ことは撤回されたが、 一例として大阪を中心とした理容・美容のチェーン店をもつ企業が、二〇一三~一四年にかけて、車いすの利用客を一律に断る方針を出し、 障害者団体と企業の責任者との面会は一度も実現しなかった。法や条例がない中では、企業側が不誠実な態度をとっても 抗議の声が起こった。
- 18 能である。この点については、『ヒューマンライツ』(No325、326)で述べた。 たとえば職場におけるLGBTの職員・社員に対する「合理的配慮」、学校における日本語を母語としない児童生徒への「合理的配慮」 など、さまざまなに応用が可
- 19 れも実際にあった出来事をベースとしている。 プレ講座の事前の打ち合わせの際、DPI日本会議事務局の崔栄繁氏、 部落解放・人権研究所の職員 (当時) であった栗本知子氏と共同で開発したものであり、

文献

石川球子 二〇〇八「米国における障害差別禁止と合理的配慮をめぐる動向」 齢・障害者雇用支援機構 『障害者雇用にかかる 「合理的配慮」に関する研究―EU諸国及び米国の動向―』

障害者雇用支援機構 二〇〇八 「障害者権利条約における障害差別禁止と合理的配慮」『障害者雇用にかかる「合理的配慮」に関する研究―EU諸国及び米国の動向―』 (独法)

デニニアリニカミ、)・ 「ここを記す」に、これで表している。これでは、これでいる。 は、「できる 一〇一四 『概説』障害者差別解消法』法律文化社

長瀬修・東俊裕・川島聡編 二〇一二 『増補改訂 特定非営利活動法人 DPI日本会議編 二〇一二『最初の一歩だ! 改正障害者基本法 障害者の権利条約と日本「概要と展望」 地域から変えていこう』解放出版社 生活書院

中邑賢龍・福島智編 二〇一二『バリアフリー・コンフリクト-争われる身体と共生のゆくえ』東京大学出版会 長谷川珠子 二〇一一「アメリカにおける『合理的配慮』について」(平成二三年「差別禁止部会」長谷川委員提出資料、

長谷川珠子 二〇一四 「日本における『合理的配慮』の位置づけ」『日本労働研究雑誌(特集・障害者の雇用と就労)』二〇一四年五月号 (独法)労働政策研究・研修機

内閣府障害者政策委員会ホームページ

松井亮輔・川島聡 二〇一〇 『概説 障害者権利条約』法律文化社

松波めぐみ 二〇一一「『障害者の権利』学習の構築に向けて - 『障害の社会モデル』概念を中心に」『研究紀要 松波めぐみ 二○○三「障害者問題を扱う人権啓発」再考──「個人 - 社会モデル」「障害者役割」を手がかりとして」『部落解放研究』 二〇一三「障害者差別禁止法以降の人権教育に向けて」『研究紀要 第一 一八号』財団法人世界人権問題研究センター 第一六号』財団法人世界人権問題研究センター 第 Ŧi. 四五-五九頁

DPI機関紙 『われら自身の声』 vol.28.3 二○一二年一○月発行 二〇一四、二〇一五「(連載) ゆっくりと考えていきたい合理的配慮」『ヒューマンライツ』(M314~連載中)

一般社団法人部落解放

·人権研究所

障害者職業総合センター編 二〇〇八 二〇一四「障害者に対する合理的配慮― 『障害者雇用にかかる「合理的配慮」に関する研究―EU諸国及び米国の動向―』 ――アメリカの雇用分野の判断を踏まえて」『福祉労働』 四四 二号、 現代書館 (独法) 高齢·障害者雇用支援機構

ケース1☆意図しない差別?

小学校高学年のA太郎くんはダウン症で、知的障害がある。

た。その結果、A太郎くんは自宅まで、一人で歩いて帰った。 ある日、A太郎くんは、隣町の駅で、一人で電車に乗ろうとした。駅員は、「一人で乗るのは危険だ。降りる駅がわからないのではないか?」と心配し、電車に乗せなかっ

→駅員は「安全のため」乗車をさせなかった。これは「差別」だろうか?

→もしあなたが、この駅員の立場だったらどうする?

ケース2☆合理的な配慮?

会社員Bさんは聴覚障害がある。仕事で必要な時は、手話通訳を頼んできた。

ある時、会議に出席するために手話通訳を頼もうとしたら、上司から止められた。

と上司は言う。 「これは社内の機密事項を扱う会議だから、社外の人間を入れることはできない。手話通訳も入れられない。Bさんには筆談するから。ポイントを書いて渡してあげるから」

→この上司(会社)がBさんにおこなったことは「差別」だろうか?

→「筆談」は、Bさんへの合理的配慮になるだろうか?

→会社がいう「機密事項を扱うから」は、´やむをえない理由、になりうるか?